

おたより 令和5年3月号

@ 0956-40-9345

児童センターは…

市内に居住する小学生および乳幼児(保護者 同伴を含む)を対象にした「遊び場」です。 利用料は無料です。

[指定管理者] 佐世保市社会福祉協議会 [住所] 長崎県佐世保市田原町 8-37 「ホームページ」 http://www.sasebo-shakyo.or.ip/



ご卒園、ご卒業おめでとうございます。

これからもみなさんのご成長を楽しみにしています。職員一同

春休み期間中の開館時間について

3月25日(土)から4月6日(木)までの間は、日曜日の休館日を 除いて午前8時30分から午後6時30分まで開館しています。

また、児童センターでは学校の生活指導に合わせて帰宅するように指 導していますが、保護者のお迎えがある場合は、午後6時30分まで 利用できます。

令和5年度の利用受付について

令和5年度(令和5年4月1日から令6年3月31日まで)に児童 センターの利用を希望される方は、3月1日から随時受付を行います ので、児童センターに備えてあります「佐世保市立児童館利用登録申 込書」等にご記入のうえ、利用される児童センターに提出してください。



つくってみよう ラタイムカスセル 愛菜集中







